

Press Release

平成25年9月16日(14:00)

【照会先】

社会·援護局総務課災害救助·救援対策室 室長補佐 喜田川典秀(内線2898) 救助係長 寺島一馬(内線2819)

(代表電話)03(5253)1111 (直通電話)03(3595)2614

台風18号による大雨等に係る被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

台風18号による大雨等に係る被害により、埼玉県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は 受ける恐れが生じ、多数の住家に被害が生じたため、埼玉県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【埼玉県】 熊谷市(〈まがやし)	9月16日	台風18号による大雨等に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家に被害が生じており、継続的に救助を必要としている。		

2 今までにとられた措置

・避難所の設置等